

《 第42回 》

PTA総会資料



期日：令和7年 4月24日（木）

船橋市立飯山満南小学校 P T A

千葉県船橋市飯山満町 1 - 9 5 4 - 4
電話 0 4 7 (4 6 3) 1 4 1 2

総 会 次 第

議案

- (1) 令和6年度活動報告の承認について**
- (2) 令和6年度一般会計決算報告の承認について**
- (3) 令和6年度特別会計決算報告の承認について**
- (4) 令和7年度活動計画案とその承認について**
- (5) 令和7年度予算案とその承認について**
- (6) 規約改定の報告とその承認について**
- (7) 新役員の承認について**

※この総会資料は、1年間大切に保管してください。

《令和6年度》活動報告

学年・部	活動内容及び回数
全体	■『運営委員会』（全5回のうち4回出席/中止1回） （学年委員・専門部長・副部長・本部役員・青少年補導委員） ■『PTA総会』書面決裁及び開催 ■南小バザー
本部	■本部会10回 開催(4・8月を除く毎月1回) ■PTA総会（書面決裁）準備及び開催 ■運営委員会 準備及び決裁 ■『かけはし』作成・メール配信(年5回・HP掲載) ■PTA会費の管理及びPTA団体総合保険申込みの取り扱い ■専門部役員・お手伝い係の選出 ■役員名簿の作成 ■専門部の部会 出席・連絡事項等の確認 ■市民の会主催(あいさつ運動)協力 ■お手伝い係の管理 ■校内・ビオトープ整備 ■運動会協力 片付け・清掃など ■就学児健診のお手伝い ■卒対との打ち合わせ ■本校『入学式』『卒業証書授与式』出席(会長) ■学校応援隊と茶話会 ■選考委員会 出席 ■教育講演会 出席 ■南小バザー 準備及び開催 ■『いのちの講座』打ち合わせ・準備 ■飯山満公民館主催『子どもまつり』協力 ■昇降口清掃 ■前期監査・仮監査・本監査・学級監査
会計監査	■前期監査・仮監査・本監査 ■バザー監査 ■学年・学級監査
P連	■『P連総会』『P連理事会』出席 ■P連研究大会 出席 ■提出書類の記入・作成
選考委員会	■『選考委員会』開催 ■選考活動（電話など） ■文章作成・メール配信・集計（委員会発足のお知らせ・推薦状など） ■新旧役員顔合わせ
青少年補導委員	■地域パトロール ■飯山満中・飯山満南小 学校訪問 ■青少年補導研修会 参加

《令和6年度》活動報告

1 学年	■ バザーブース運営・準備 ■ 運営委員会出席 ■ 選考委員選出、本部役員を選出 ■ 市民の会主催『あいさつ運動』参加(翌年度4月まで)
2 学年	■ バザーブース運営・準備 ■ 運営委員会出席 ■ 選考委員選出、本部役員を選出 ■ 市民の会主催『あいさつ運動』参加(翌年度4月まで)
3 学年	■ バザーブース運営・準備 ■ 運営委員会出席 ■ 選考委員選出、本部役員を選出 ■ 市民の会主催『あいさつ運動』参加(翌年度4月まで)
4 学年	■ バザーブース運営・準備 ■ 運営委員会出席 ■ 選考委員選出、本部役員を選出 ■ 市民の会主催『あいさつ運動』参加(翌年度4月まで)
5 学年	■ バザーブース運営・準備 ■ 運営委員会出席 ■ 選考委員選出、本部役員を選出 ■ 市民の会主催『あいさつ運動』参加(翌年度4月まで)
6 学年	■ バザーブース運営・準備 ■ 運営委員会出席 ■ 選考委員選出、本部役員を選出 ■ 市民の会主催『あいさつ運動』参加(翌年度4月まで)
広報部	■ 部会（参集0回・オンラインにて打合せ） ■ 広報誌『はさまみなみ』発行2回（取材・作成等） ■ 写真撮影（バザー・パトロール・50周年記念式典など）
厚生部	■ 部会（3回） ■ ベルマークだより 発行 ■ ベルマーク回収袋 作成・配布 ■ 『ベルマーク』『インクカートリッジ』仕分け・集計・発送 ■ お手伝い係との作業
環境整備部	■ 校内・ビオトープ整備 （計13回予定 9回実施・3回中止・1回任意参加） 運動会前草刈り ■ バザーお手伝い（テント設営） ■ 昇降口清掃
バザー部	■ 部会（3回）他オンラインにて打合せ ■ 南小バザー便り作成・発行 ■ バザー会場案内図・告知ポスター印刷/配布/掲示 ■ 南小バザー 準備・開催 ■ バザー監査

《令和6年度》活動報告

校外生活部	■ 部会（参集0回・オンラインにて打合せ） ■ 運動会駐輪場誘導・整理整頓 ■ バザー駐輪場誘導・整理整頓 ■ 登校時パトロール・見守り ■ 地区内合同一斉パトロール ■ 近隣での事件発生に伴う臨時パトロール ■ 『パトロール中』自転車プレート 協力をお願い・プレート印刷・配布 ■ 転入生及び新1年生分の反射テープ配布 ■ 530（ゴミゼロ）運動 参加 ■ 『防犯マップ・アンケート・危険箇所（保存版）』HP掲載 ■ ひまわり110番関連 ・新規協力者募集の手紙及び掲示協力者へのお礼状 作成・郵送 ・新規協力者の加入手続き・連絡・地図作成 ・プレート購入・配布・回収 ・お見舞金保険への加入手続き ・町会、自治会長、継続者への挨拶状 作成 ・協力者への来年度継続の確認・プレート破損状況を書面にて確認 ■ 校外・環境委員長研修会 出席 ■ 夏祭り（飯山満公園）パトロール
地域	■ 『飯山満中学校区を良くする市民の会』関連・総会・理事会 出席 ■ 市民の会常任理事会 出席 ■ 1000か所ミニ集会 出席 ■ 公民館関係 ・子どもまつり実行委員会 出席 ■ 地域関連 ・地区連運動会 出席 ・二宮・飯山満地区社会福祉協議会 理事会出席 『ゆびとまサロン』・『福祉まつり』お手伝い ・二宮・飯山満地区クリーン船橋 『530（ゴミゼロ）』『船橋をきれいにする日』参加 ・地区内合同一斉パトロール（夜間）参加

《令和6年度》 一般会計 決算報告書

令和7年3月31日

単位：円

収入の部

費 目	予 算 額	収 入 額	摘 要
前年度繰越金	375,931	375,931	積立金除く
会 費	1,345,410	1,327,050	会員（2,970円×418世帯＋教職員27名）
預 金 利 息		266	
合 計	1,721,341	1,703,247	

支出の部

費 目	予 算 額	支 出 額	差 額	摘 要	
運営費	会 議 費	15,000	5,044	9,956	応援隊茶話会・いのちの講座講師お茶代
	事 務 用 品 費	80,000	83,123	▲ 3,123	事務用品・備品管理・修繕その他
	離 任 職 員 花 代	30,000	25,000	5,000	離任職員花束¥2,500×10名分（価格高騰により金額増加）
	渉 外 費	10,000	5,000	5,000	学区内外団体より招待祝儀
	慶 弔 費	30,000	0	30,000	見舞金・香典
活動費	本 部 費	5,000	0	5,000	活動費
	広 報 部 費	60,000	18,265	41,735	会報「はさまみなみ」発行費等
	厚 生 部 費	10,000	3,755	6,245	
	校 外 生 活 部 費	25,000	14,292	10,708	ひまわり110番プレート代、他
	環 境 整 備 部	3,000	2,673	327	公民館施設料・塩分チャージ代
	通 信 費	45,000	42,148	2,852	切手代・電話代・wi-fi（¥3,179/月×12ヶ月分）
	卒 業 記 念 費	100,000	103,686	▲ 3,686	卒業証書のファイル・胸につけるバラ等・振込手数料含む
活動援助費	学 校 応 援 隊	20,000	20,000	0	活動費・通信費他
	競 技 大 会 支 援 金	70,000	0	70,000	各種大会等参加費・参加児童交通費・駅伝託走タクシー代
負担	PTA保険加入費	65,000	50,106	14,894	令和6年度分 振り込み手数料含む
	P連関係交通費	30,000	5,880	24,120	P連理事会他 1人1回実費（公共交通機関の運賃に換算）※1
	PTA連合会会費	50,000	34,583	15,417	90円×382会員＋P連だより発送料＋手数料
積立金	備 品 修 繕 費	40,000	40,000	0	印刷機購入積立として年4万円
	ユニフォーム	20,000	20,000	0	ユニフォーム購入積立金として年2万円
	文化芸術鑑賞	200,000	200,000	0	2年に一度開催、年20万円ずつ積立
教育振興費	図 書 充 実 費	70,000	69,982	18	
	教 育 支 援 費	200,000	199,653	347	環境整備費・コピー機使用代・光熱費
	体 育 用 品 費	50,000	49,985	15	
	いのちの講座費	30,000	30,000	0	
	予 備 費	463,341	100,000	363,341	周年記念事業準備金に10万円移用・卒業記念費、事務用品費不足分※2
合 計		1,721,341	1,123,175	598,166	

収 入 額 合 計	決算額合計	下期繰越金
1,703,247	1,123,175	580,072

積立金

費 目	備品修繕費	ユニフォーム	文化芸術鑑賞	摘 要
前年度繰越金	645,884	394,138	571,309	
令和6年度積立金	40,000	20,000	200,000	
雑 収 入	314	190	338	預金利息
支 出	0	0	0	
合 計	686,198	414,328	771,647	下期繰越金

※1 4月～10月¥500、11月～¥520へバス代値上がり

※2 卒業記念費及び事務用品費追加分は、二重計上となる為、除く。

《令和6年度》 特別会計 決算報告書

令和7年3月31日

単位：円

収入の部

費 目	収 入 額	摘 要
前 年 度 繰 越 金	1,036,878	備品積立金含む
南小バザー収益金	190,596	
こどもまつり収益金	15,888	フリーマーケット代含む
給食試食会 余り金	0	
雑 収 入	1,013	預金利息及び子供まつり準備金の差額含む
合 計	1,244,375	

支出の部

費 目	支 出 額	摘 要
周年記念事業準備積立金	0	
周 年 記 念 贈 呈 品	187,352	
予 備 費	0	
そ の 他 の 支 出	7,480	
合 計	194,832	

収 入 額 合 計	支 出 額 合 計	次 年 度 繰 越 金
1,244,375	194,832	1,049,543

一般会計、特別会計に係る会計報告をいたします。

令和7年3月31日
会 計

田仲 涼香

橋本 愛弓

会計監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和7年3月31日
会計監査

山川 佑

今井 彩香

《令和7年度》活動計画（案）

学年・部	活動内容
本部	■『PTA総会』準備及び開催 ■『本部会』（4・8月を除く毎月1回及び必要に応じ）全10回開催 ■『運営委員会』開催（5月・7月・10月・12月・2月 全5回予定） ■運営委員会日より『かけはし』発行（運営委員会開催月に準ず） ■本校『入学式』『卒業証書授与式』『運動会』出席 ■PTA役員の選考・決定・名簿作成・お手伝い係管理 ■各専門部との連携 ■PTA会費の管理及びPTA団体総合保険申込みの取り扱い ■学校応援隊の支援 ■茶話会 出席 ■『学校運営協議会（コミュニティスクール）』出席 ■PTA連合会『総会』『理事会』『研修会』『研究大会』など出席・協力 ■『教育講演会』出席 ■『三校連絡協議会』出席（2回） ■『三校交流会』出席 ■他校行事出席及び参加（バザー・運動会など） ■地域連携の会合（市民の会）出席 ■地区連運動会 ■市民の会主催『あいさつ運動』協力 ■二宮・飯山満地区クリーン船橋『530（ゴミゼロ）』参加 ■『船橋をきれいにする日』参加 ■『いのちの講座』開催 ■運動会前草刈り参加・運動会受付・後片付け協力 ■校内・ビオトープ草刈り参加 ■南小バザーブース企画・準備・運営（バザー部合同） ■就学児健診お手伝い ■卒対打合せ ■選考委員会 出席 ■子どもまつり 参加 ■前期監査・仮監査・本監査・学級監査・バザー監査 ■昇降口清掃(3月)
学年 委員会	■『運営委員会』出席 ■『あいさつ運動』の参加・担当割り作成 ■南小バザーブース企画・準備・運営（バザー部合同） ■必要に応じ学年会（教職員との話し合いを含む）・学年長会の開催 ■卒業対策（記念品の相談・発注）※6学年 ■懇談会へ連絡事項通達

《令和7年度》活動計画（案）

学年・部	活動内容
厚生部	■ 部会開催 ■ ベルマーク収集・仕分け・集計・発送 ■ 『ベルマークの袋』作成・配布・管理 ■ 『ベルマークだより』他ベルマークに関するプリントの印刷・配布 ■ ベルマーク係の管理 ■ 『船橋市学校給食会』出席 ■ 『船橋市学校給食展』出席 ■ パソコン用プリンターのインクカートリッジ回収によるベルマーク運動の推進 ■ 『運営委員会』出席
バザー部	■ 部会開催 ■ 『運営委員会』出席 ■ 飯山満南小バザーの企画・準備・開催 ■ バザー監査
校外生活部	■ 部会開催 ■ 見守りパトロール・学区内パトロール ■ ひまわり110番の見直し・プレート破損確認と継続依頼 ■ 『パトロール中』自転車プレート推進・管理 ■ 『防犯マップ』危険箇所 印刷・配布 ■ 新一年生・転入生希望者へ『反射テープ』の配布 ■ 二宮・飯山満地区クリーン船橋『530（ゴミゼロ）』参加 ■ 『船橋をきれいにする日』参加 ■ P連『校外・環境委員長研修会』出席 ■ 地区内合同一斉パトロール参加 ■ 『運営委員会』出席 ■ 運動会・バザー当日自転車整理
環境整備部	■ ビオトープの整備 ■ 校内敷地清掃・3月昇降口清掃 ■ 南小バザーテント設営 ■ 運動会前草刈り参加 ■ 『運営委員会』出席
広報部	■ 部会開催 ■ 『はさまみなみ』発行 ■ 『PTA連合会広報委員研修会』出席 ■ 『運営委員会』出席
青少年 補導委員	■ 地域パトロール ■ 『運営委員会』出席

《令和7年度》一般会計 予算(案)

令和7年3月31日

単位:円

収入の部

費 目	予 算 額	摘 要
前年度繰越金	580,072	
会 費	1,321,650	会員(2,970円×418世帯+教職員27名)
合 計	1,901,722	

支出の部

費 目	予 算 額	摘 要
運営費	会議費	10,000 三校連絡協議会・会議室・応援隊茶話会茶代 (R7年度より5千円減額)
	事務用品費	100,000 事務用品・備品管理(R7年度より物価高騰の為2万円増額)
	離任職員花代	35,000 離任職員への花束(R7年度より価格高騰の為5千円増額)
	渉外費	10,000 学区内外団体より招待祝儀
	慶弔費	30,000 見舞金・香典
活動費	広報部費	60,000 会報「はさみなみ」発行費等+交通費等
	厚生部費	10,000 消耗品+交通費
	校外生活部費	20,000 交通費等(R7年度よりひまわりプレート無料の為5千円減額)
	環境整備部費	10,000 塩分チャージ代+カマ等(R7年度より活動費見直しの為増額)
	通信費	50,000 切手・電話代・Wifi(年38,148円)(R7年度より活動費見直しの為増額)
活動援助費	卒業記念費	110,000 卒業証書のファイル・胸につけるバラ等(R7年度より物価高騰の為1万円増額)
	学校応援隊	30,000 活動費・通信費他(R7年度より物価高騰の為1万円増額)
	競技大会支援金	50,000 陸上大会及び駅伝大会の参加費・交通費の立替え(R7より2万減額)
	PTA保険加入費	65,000 R7年度分・振り込み手数料含む
	P連関係交通費	15,000 1人1回実費(公共交通機関の運賃に換算)(R7年度より1万5千円減額)
負担	PTA連合会会費	50,000 90円×445会員+P連だより発送料+手数料
	備品消耗品設備費	20,000 備品修繕費積立として年2万円(R7年度より2万円減額)
	ユニフォーム	20,000 ユニフォーム購入積立金として年2万円
	文化芸術鑑賞	100,000 2年に1度開催・積立金として年 20万円(R7年度は積立 10万円)
	周年記念	100,000
教育振興費	図書充実費	70,000
	教育支援費	250,000 (R7年度より、物価高騰の為5万円増額)
	体育用品費	50,000
	いのちの講座費	0 5年生対象いのちの講座(R7年度は、公民館が出資してくれる為、0円)
	予備費	636,722 前年度繰越金含む
合 計	1,901,722	

積立金

費 目	備品消耗品設備費	ユニフォーム	文化芸術鑑賞	周年記念	摘 要
前年度繰越金	686,198	414,328	771,647	1,700,628	
令和7年度積立金	20,000	20,000	100,000	100,000	
合 計	706,198	434,328	871,647	1,800,628	

一般会計の予算案を提出いたします。

令和7年3月31日

飯山満南小学校PTA会長 丸田 芳美

飯山満南小学校 PTA規約

第 1 章 総 則

- 【名 称】
第 1 条 この会は、飯山満南小学校PTAと称する。
- 【所在地】
第 2 条 この会の事務所は、飯山満南小学校内に置く。
- 【目 的】
第 3 条 この会は、飯山満南小学校の保護者及び教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な育成を図ることを目的とする。
- 【方 針】
第 4 条
1. この会は、教育を本旨とする自主的団体として活動し、会の役員・関係機関の名において営利的、宗教的、政治団体の一切に関与せず、また干渉を受けない。
 2. この会は、目的達成のため次の活動を行うものとする。
 - 〈1〉 児童の健全育成に関すること。
 - 〈2〉 会員の研修と親睦を図ること。
 - 〈3〉 教育的環境の整備に関すること。
 - 〈4〉 その他本会の目的達成に必要とする活動。
 3. この会は、学校が行う人事管理・学校運営事項には干渉しない。

第 2 章 会 員

- 第 5 条
1. この会の会員は、飯山満南小学校の保護者と教職員をもって構成する。
 2. 転出入児童の家庭は、それぞれ会費納入月をもって会員資格を取得(加入)又は喪失(退会)する。
 3. 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第 3 章 役 員 (本部)

- 第 6 条
1. この会に次の役員を置く。その任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。
《役員》会長 1 名・副会長 3 名（うち教職員 1 名）・書記 3 名・会計 2 名・会計監査 2 名(うち外部監査【保護者】 1 名)
 2. 会長に欠員が生じた時は、副会長がその任に就く。任期は前任者の残任期間とする。
 3. 役員に欠員が生じた時は、運営委員会において選出し、これを補充する。任期は前任者の残任期間とする。
 4. 2 年連続で役員を引き受けた場合は、子どもが 2 人以上いても以降の役員を免除する。
- 第 7 条 役員の任務
1. 会長は、本会を代表し、会務を総理し、必要に応じて各会議を招集する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。
 3. 書記は、運営委員会その他の記録及び庶務をつかさどる。
 4. 会計は、会の財産を管理すると共に予算に基づいて一切の会計事務を処理し、総会で決算報告をする。
 5. 会計監査は、会の会計の収支状況を年 2 回(10 月・3 月)監査し、総会において報告する。
 6. 役員は、「バザー」の企画・実施をサポートする。

第4章 役員の選出

- 第8条 役員は、選考委員会において候補者を選考し、総会の承認を得て選出する。選考委員会の細則は、別に定める。

第5章 委員・専門部員

- 第9条
1. 全学年、学年委員を選出する。（選出人数については、学年等により変動する。）
 2. 学年委員は、会員の意見を吸い上げ「PTA」に反映させる。
学年委員は、バザー準備・ブース運営をする。
学年委員は、学年委員会を構成し、専門部員は必要に応じ参加する。
学年委員（6学年）は、卒業対策業務、記念品の相談・発注などをする。
 3. 専門部員は、次の専門部に所属する。
広報部：会員に必要な情報伝達並びに会報の発行をする。
厚生部：ベルマークの収集などを行う。
バザー部：バザーの企画・準備・実施する。
校外生活部：校外の安全指導及び防犯に関する活動を行う。
環境整備部：学校周辺・ビオトープの環境整備などを行う。
 4. 各学年委員会は、長1名・書記1名・選考委員1名を互選する。
各専門部は、長1名・副1名・書記1名・会計1名・選考委員1名を互選する。（副部長選出については、専門部により変動あり）
2クラスの学年は、長1名・書記1名、書記が選考委員を兼務する。
 5. 学年委員会及び専門部会の活動については、細則に定める。

第6章 会 議

- 第10条 この会に次の会を置く。
《会》 総会・運営委員会・本部会・学年委員会・専門部会・選考委員会・特別委員会
- 第11条
1. 総会は、本会の全会員を持って構成し、本会の最高決議機関である。年度当初開催することを原則とする。
 2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、開催することが出来る。
 3. 総会は出席者並びに委任状を含めて会員の三分の一をもって成立し、決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第12条 総会で行う事項は、次の通りとする。
1. 活動計画及び活動報告の承認
 2. 予算及び決算の承認
 3. 役員の承認
 4. 会則の改正
 5. その他の必要と認められる事項
- 第13条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関で、原則として年5回会長が召集する。但し、必要に応じて臨時に召集することが出来る。
1. 運営委員会は、次の構成員による。役員、学年委員、専門部の代表、青少年補導員
 2. 会務は、次の通りとする。
〈1〉 総会に出される議案の審議・決定
〈2〉 予算案の審議・決定、並びに決算書の承認
〈3〉 本部会より提出された議案の審議・決定
〈4〉 学年委員会及び専門部会より提出された議案・決定
〈5〉 その他、必要ある事項の処理
 3. 運営委員会は、定数の三分の二をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

- 第14条

本部会は、原則として月1回会長が召集する。

 - 本部会は、次の構成員による。会長・副会長・書記・会計・会計監査
 - 各学年長及び各専門部長は、必要ある場合、会長の要請により臨時本部会に出席し、提案並びに意見をのべることが出来る。
 - 本部会は、次のことを行う。
 - 総会に出される議案の審議・決定
 - 運営委員会に提出する議案の審議・決定
 - 予算案の構成及び審議
 - 決算書の作成
 - 学年委員会及び専門部会の連絡・調整
 - 運営委員会の報告書の作成・発行
 - その他、緊急事項処理

第15条

各学年委員及び専門部の長は、必要に応じ、会長の承認を得て会を開くことが出来る。

第16条

特別委員会は、必要に応じて組織することが出来る。尚、細則は、別に定める。

第7章 会 計

- 第17条

- この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあたる。
 - この会の支出は、総会で承認された活動予算に基づいて支出する。
 - この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 会費は、一世帯あたり月額270円とする。但し、8月は集金なし。

第8章 細 則

- 第18条

- この会の運営に必要な細則は、運営委員会で決定・作成し、総会に報告する。
 - 本会に必要な内規は、別に定める。

第9章 改 正

第19条

本規約は、総会において出席者の過半数の同意により改正することが出来る。

【付則】

この会則は昭和58年4月15日から施行する。

◆昭和59年	4月	21日	一部改正
◆昭和60年	4月	20日	一部改正
◆昭和61年	4月	18日	一部改正
◆平成4年	4月	18日	一部改正
◆平成5年	4月	17日	一部改正
◆平成6年	11月	6日	一部改正
◆平成7年	4月	23日	一部改正
◆平成8年	4月	15日	一部改正
◆平成9年	4月	20日	一部改正
◆平成10年	4月	15日	一部改正
◆平成11年	4月	21日	一部改正
◆平成12年	4月	24日	一部改正
◆平成13年	4月	21日	一部改正
◆平成14年	4月	21日	一部改正
◆平成15年	4月	21日	一部改正
◆平成16年	4月	19日	一部改正
◆平成17年	4月	16日	一部改正
◆平成18年	4月	16日	一部改正
◆平成19年	4月	20日	一部改正
◆平成20年	4月	20日	一部改正
◆平成21年	4月	20日	一部改正
◆平成22年	4月	22日	一部改正
◆平成23年	4月	24日	一部改正
◆平成24年	4月	22日	一部改正
◆平成25年	4月	22日	一部改正
◆平成26年	4月	21日	一部改正
◆平成27年	4月	21日	一部改正
◆平成28年	4月	20日	一部改正
◆平成29年	4月	19日	一部改正
◆平成30年	4月	20日	一部改正
◆令和元年	4月	19日	一部改正
◆令和2年	4月	20日	一部改正
◆令和3年	4月	21日	一部改正
◆令和4年	4月	24日	一部改正

飯山満南小学校 PTA細則

主 旨

この細則は、会則の精神に準拠して、本会の運営を円滑に遂行する為に作成されたものである。

◆内容として

- 【1】 正しい解釈の下に、統一した理解・認識を図ること。
- 【2】 付則、不備の補足説明を加えること。
- 【3】 会務及び諸活動を、迅速・的確に処理・執行しえるようにすること。

◆活動留意点

- 【1】 活動内容計画は、総会で承認された活動計画に基づき実施する。
- 【2】 新たに活動内容を盛り込みたい時は、運営委員会に図り、実施する。

1. 学年委員会

- 【1】 教師と相互の連絡調整を図り、学級活動を通じて会員の研修と親睦を図る。
- 【2】 6年生学年委員 2巡目の場合、選考は免除とする。但し下の弟・妹の分として引受ける場合は免除としない。

2. 専門部会

※子ども一人につき、2回目以降の専門部を引き受けた場合は、本人の同意のもと、四役と選考の枠を免除する。
また、2年以上継続して、同一の専門部を希望した場合、優先的に引き受けられることができる。ただし2回目以降は、部長を引き受けること。

〈広報部〉

- 【1】 会報の発行回数は、年度計画により実施する。
- 【2】 会報の内容は、偏りの無い公平な立場を貫く。
- 【3】 編集権は部長に、発行権は会長に帰属する。
- 【4】 会報その他関係資料は、整理上、所定の場所に保管する。
- 【5】 P連広報誌づくりの講習会に出席する。

〈厚生部〉

- 【1】 ベルマークの収集・分類・集計を行い、教育設備助成会へ発送する。
- 【2】 ベルマークの収益金は、学校と相談し、運営委員会において必要な購入品目を決める。
- 【3】 給食関連の研修会・講演会などに出席する。

〈バザー部〉

- 【1】 バザー企画・準備・実施をする。

〈校外生活部〉

- 【1】 学区内に次の地区を定める。
《地区》山の手・西・朝日・日立・中央・ライオンズ・駿河台・芝山・飯山満1丁目・グレイシティ

【2】 地区名簿は実情により作成する。

- 【3】 自転車用「パトロール中」札の管理
- 【4】 校外パトロールの実施及びパトロール当番の計画・運営
- 【5】 ひまわり110番の設置
- 【6】 事故対策
- 【7】 P連校外環境委員長懇談会に出席する。
- 【8】 その他（530ゴミゼロ運動など）
- 【9】 運動会当日自転車整理

〈環境整備部〉

- 【1】 学校及び周辺・ビオトープの環境整備・バザーの準備・片付けをする。
- 【2】 出席回数は7割以上とする。
- 【3】 部員の選出に際しては、平日のPTA活動に参加困難な高学年児童の保護者を優先する。

3. 地域の協力団体
民生委員・青少年相談員・青少年補導員等の任を受けた場合、子どもが2人以上いても以降の役員を免除する。
4. 選考委員会
 - [1] 委員会は、各学年委員代表6名・各専門部代表5名・学校代表1名で構成し、委員長、副委員長は互選とする。
 - [2] 委員会は後期前半に発足し、委員の任期は役員承認までとする。
 - [3] 委員でも候補者となり得る。
 - [4] 委員が自薦・他薦により役員を引き受けた場合は選考委員の任を解く。
 - [5] 委員に欠員が生じた場合は、当該部署で補充する。
 - [6] 委員会は、立候補者を総会に図る。
 - [7] 選考方法は特定せず、その年の選考委員会で話し合っ決定する。
 - [8] 選考委員は、いつでも運営委員会を傍聴出来る。
5. 特別委員会
 - [1] 必要により組織されるものであり、その目的遂行にのみ権能を有する。従って前後の処理は、運営委員会に一任される。
 - [2] 任期は運営委員会の決定承認に始まり、会への報告を承認された時点で満了となる。
 - [3] 会の運営上必要な係は、当該委員会によって定める。
6. 会計
 - 《収入》
 - [1] 会費は、1年間を11ヶ月分として計上する。
 - [2] 転入者は転入月より、転出者は転出月まで納入し日割りはない。
 - [3] 会費納入は、校納金収入方法に準ずる。
 - 《支出》
 - [1] PTAの活動に係る出張費は、学校を起点として交通費を支給する。乗用車利用の場合は、ガソリン代を支給する。但し、PTA連合会活動の際に支給する交通費は、最も経済的かつ合理的なルートでの支給とする。
 - [2] 出張が一日に亘る場合は、昼食代（時価額）を支給する。
 - [3] 対外的交際費は、渉外費より支出し、およそ次の通りとする。
●学区内外団体よりの招待祝儀・・・・・・・・・・ 5,000円
 - [4] 競技大会支援金として交通費を支援する。・・・・70,000円
 - [5] コピー機積立金として・・・・・・・・40,000円
 - [6] ユニフォーム積立金として・・・・・・・・20,000円
 - [7] 文化観劇補助金積立金として・・・・150,000円
 - 処理規定
 - [1] 会計帳簿は収支台帳と仕分け台帳の二分冊とする。
 - [2] 会計の支出は、所定事項の記入された支出何書に基づき、会長の決済を経て、会計もしくは担当者が支払う。
 - [3] 正規の領収書を得られない支出については、関係者の自筆署名をもってこれに代える。
 - [4] 領収書綴りを整備し、いつでも掲示出来るように保管する。
 - [5] 臨時の支出については、会長が決済し、後日運営委員会に報告する。
 - [6] 会計は、年度末決算の結果をもとに新年度予算案を作成し、運営委員会に提出する。
 - [7] PTA会議室Wi-Fi費用の引落しは年度をまたぐことになるが、当年度分で計上・処理する。
(2月利用分 4月引落し・3月利用分 5月引落し)
 - 特別委員会収益金処理規定及び運営規定
 - [1] 特別委員会活動などで、収益を生じた場合は、原則として特別会計に入れる。
 - [2] 収益金の運用に関しては、学校と相談し、運営委員会で決定する。

7. 会議定義
- 《会議の持ち方》
- [1] 総会の運営・役割については、本部会で定め、依頼し、運営委員会に報告する。
 - [2] 本部会の議長は会長が務める。
 - [3] 運営委員会の議長は、副会長が務める。
 - [4] 学年委員会の議長は、学年長が務める。
 - [5] 専門部の議長は、部長が務める。
- 《通知・連絡・報告》
- [1] 総会の議事は、事前に全会員に周知徹底させる。
 - [2] 会議の通知は、文書又は電話連絡などの方法を用いる。
 - [3] 諸会合は、全て会議録に記入し、学年長・部長を通じ会長に報告する。
 - [4] 全会員に周知させるべき内容のものは、文書などの適切な方法により、迅速・的確に知らせる。
 - [5] 文書などは会長名で発行し、学年委員会・専門部会などは、会名併記の上発行する。
- 《書記の任務》
- 記録は確実に整理し、保管する。
 - 提出文書は、必ず控えを取り保管する。
 - 総会及び運営委員会の議事録は、議長の署名を必要とする。

8. 細則の改正
- この会の細則を改正する場合は、運営委員会できめる。改正の結果は、次期総会に報告する。

◆昭和59年	1月26日	一部改正
◆昭和60年	4月20日	一部改正
◆昭和62年	3月12日	一部改正
◆昭和62年	10月15日	一部改正
◆平成2年	4月14日	一部改正
◆平成4年	4月18日	一部改正
◆平成5年	4月17日	一部改正
◆平成5年	4月19日	一部改正
◆平成6年	4月15日	一部改正
◆平成8年	4月20日	一部改正
◆平成10年	4月18日	一部改正
◆平成12年	4月15日	一部改正
◆平成13年	4月21日	一部改正
◆平成15年	4月24日	一部改正
◆平成16年	4月22日	一部改正
◆平成17年	4月22日	一部改正
◆平成18年	4月21日	一部改正
◆平成20年	4月16日	一部改正
◆平成21年	4月16日	一部改正
◆平成22年	4月16日	一部改正
◆平成24年	4月20日	一部改正
◆平成25年	4月23日	一部改正
◆平成26年	4月22日	一部改正
◆平成27年	4月24日	一部改正
◆平成28年	4月22日	一部改正
◆平成29年	4月21日	一部改正
◆平成30年	4月20日	一部改正
◆平成31年	4月19日	一部改正
◆令和3年	4月20日	一部改正
◆令和5年	4月21日	一部改正
◆令和7年	4月24日	一部改正

慶弔規定《内規》

慶弔内規は次の通りとする。

1. 香典

会員及びその配偶者・・・・・・・・・・・・・5,000円
児童・・・・・・・・・・・・・10,000円

2. 見舞金

会員及びその配偶者並びに児童が長期入院（1ヶ月以上）・自宅療養（疾病・傷病）
の場合・・・・・・・・・・・・・10,000円

[1] 緊急の場合は、会長が専決し、運営委員会に報告する。

[2] 見舞金に対する返礼は一切しない。

[3] この規定によるほか、金品の贈与について、学級別・学年別など役員が中心となるような行為はしない。

PTA規約改正について

P11

(改正前)

第9条 2. 学年委員（6学年）の卒業対策業務は、卒業対策係へ業務移行する。

(改正後)

第9条 2. 学年委員（6学年）は、卒業対策業務、記念品の相談・発注などをする。

P11

(改正前)

第9条 4. 各専門部は、長1名、副1名、書記1名、会計1名、選考委員1名を互選する。

(改正後)

第9条 4. 各専門部は、長1名・副1名・書記1名・会計1名・選考委員1名を互選する。(副部長選出については、専門部により変動あり)

PTA細則改正について

P14

(改正前)

6. 会計《収入》
[1] 会費は、1年間を11ヶ月分として計上する。
生活保護世帯は集金なし

(改正後)

6. 会計《収入》
[1] 会費は、1年間を11ヶ月分として計上する。

P14

(改正前)

- 特別委員会収益金処理規定及び運営規定
[1] 特別委員会活動など(有価物など)で、収益を生じた場合は、原則として特別会計に入れる。

(改正後)

- 特別委員会収益金処理規定及び運営規定
[1] 特別委員会活動などで、収益を生じた場合は、原則として特別会計に入れる。

《令和7年度》 新役員候補者名簿

本部役員		
会長	丸田 芳美	5年
副会長	宮野 舞	4年
	清光 美幸	3年
	教頭先生 岡崎 孝恵	学校
書記	木村 聡美	4・2年
	高野 優	5・3年
	金子 千尋	3年
会計	橋本 愛弓	5・3年
	永瀬 美也子	2年
会計監査	山川 佑	6・5・2年